

南知多町地産地消給食補助金



町の野菜・お米を給食へ

※納入には一定の受け入れ条件（野菜の大きさ、納入量など）があります。

制度の目的

南知多町内の小学校、中学校及び保育所等の給食において、地元産の安心安全な農産物の供給及び安定的な農業経営への展開を支援することで、地産地消の推進を図ることを目的に、学校等の給食に地場農産物を供給する者に対し交付する補助金です。

補助対象と補助率

	事業の種類	対象食材	補助率※1
1	地産地消 米飯給食補助事業	米	10分の3以内
2	地産地消 米飯給食補助事業(有機米)	有機米※2	10分の4以内
3	地産地消 野菜補助事業(有機野菜)	有機野菜※2	10分の4以内
4	地産地消 野菜補助事業	環境保全型農法で 栽培された野菜※3	10分の1以内

※1 補助額については、下記計算式により算出する。

総使用量(kg)(小数点以下切捨)×補助率=補助数量(kg)(小数点以下切捨)
補助数量×単価(税込)(円/kg)(小数点以下切捨)=補助額

※2 栽培期間中、化学肥料及び化学合成農薬を不使用のものに限る。なお、有機JAS認証を取得していない農産物でも可とする。

※3 有機栽培を目指して栽培を実施し、かつ栽培期間中、地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上削減した方法で生産された野菜に限る。

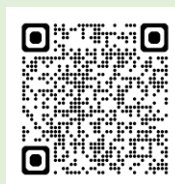
申請受付期間

令和7年8月1日～令和8年2月末日

申請方法

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 納品伝票の写し又はこれに代わるもの
- (3) 納品額の確認できるもの
- (4) その他町長が必要と認めた書類

詳細情報はQRコードを
スキャンしてご覧ください
(町公式ページ)



お問い合わせ

南知多町役場 産業振興課 農業水産グループ

電話：0569-65-0711 FAX：0569-65-0694

Email：nousui@town.minamichita.lg.jp

